

備品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する備品等を市民や団体等に貸し出すことにより、生活上の利便性を確保、又地域づくり活動や公益的活動を支援することを目的とする。

(貸出対象)

第2条 備品等の貸出しを受けることができる団体等は、次のいずれかに該当するものとする。但し、営利を目的として活動している団体等は除く。

- (1) 地域コミュニティ団体（行政区・自治会・民生児童委員会等）
- (2) 市内ボランティア団体
- (3) その他、社協会長が適当と認めたもの

2 車いすの貸出し対象者については別表1のとおりとする。

(貸出備品)

第3条 貸出しする備品等は、別表2のとおりとする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。ただし、消耗品代等は利用者の負担とする。

(期間)

第5条 貸出期間は、原則5日以内とする。但し、会長が認めた場合はこの限りではない。

(申請)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者は、物品借用申請書（様式1）を提出し、承認を得なければならない。

(事故・故障等)

第7条 貸出中、利用者の過失により損害や破損が生じた場合は、利用者が修理を行うものとする。

- 2 使用中の事故やけが等については、利用者の責任で対応するものとする。
- 3 物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととする。また、物品借用申請書の【使用条件】を遵守して取り扱わなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

車いす貸出し対象者（社協会員又は会員の世帯である者）
(1) 入院または入所中で、一時帰宅等のため短期に必要とする者
(2) 旅行等の外出で一時的に必要とする者
(3) 車いす購入前で試用を必要とする者
(4) 介護保険等で福祉用具のサービスを受けようとする者で、試用を必要とする者
(5) 車いす介助等のボランティアをしようとする個人または団体
(6) その他、社協会長が適当と認めた者

別表2（第3条関係）

貸出物品
(1) プロジェクター
(2) スクリーン
(3) ワイヤレスマイク
(4) 車いす
(5) アイマスク
(6) CDプレイヤー
(7) 点字器
(8) 二点杖
(9) 四点杖